第六条の三の二を第六条の三とする。

第六条の五を削る。

第六条の四の見出し中「特定復興産業集積区域」を「新産業創出等推進事業促進区域」に改め、同条第一項中「第十七条の五第二項」を「第十八条第三項」に改め、同条第二項中「第十七条の五第三項」を「第十八条第四号中「第十七条の五第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第六条の五とする。

第六条の三の三中「法第十七条の三の三第三項」を「法第十七条の三の二第三項」に、「第十七条の三の三第三項」を「第十七条の三の二第一項」に改め、同条第一号中「第十七条の三の三第三項第一号」を「第十七条の三の二第三項第一号」に改め、同条第二号中「第十七条の三の三第三項第二号」を「第十七条の三の二第三項第二号」に改め、同条を第六条の四とする。

第七条第四項中「第十八条の九第二項第一号」を「第十八条の九第二項」に、「同号」を「同項」に、「特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県（第二号及び第三号において「第一号特定住宅被災市町村等」という。）」を「市町村又は福島県」に、「同項第一号に掲げる」を「同項に規定する」に改め、同項第二号中「第一号特定住宅被災市町村等」を「当該市町村若しくは福島県」に改め、同項第三号中「第一号特定住宅被災市町村等」を「当該市町村又は福島県」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第十五条第一項第一号中「滅失した建物」を「滅失し」に改め、「又は特別区の区長」を削り、同項第二号中「次項第四号ハ」を「次項第四号イ及びニ」に改め、同条第二項第四号ハ中「（特別区を含む。ニにおいて同じ。）」及び「（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。ニにおいて同じ。）」を削り、同号ニ中「の市町村長」を「（特別区を含む。）の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）」に改め、同条第五項中「又は特別区の区長」を削る。

第十六条第一号イ中「又は特別区の区長」を削り、同号ハ中「場合　同号イ」を「場合には、同号イ」に改める。

第十六条の二第一項中「の各号」及び「者の区分に応じ、当該各号に定める」を削り、同項各号を次のように改める。

一　被災農用地（法第四十条の二第一項に規定する被災農用地をいう。以下この条において同じ。）の所在地の市町村長の証明書で、同項に規定する被災者が農業を営む者であること、当該被災者が令第三十一条の二第一項に規定する者に該当すること、当該被災農用地が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたこと、当該警戒区域設定指示等の内容、当該警戒区域設定指示等が行われた日、当該警戒区域設定指示等が解除された日（当該登記の申請の日において当該警戒区域設定指示等が解除されている場合に限る。）及び当該被災農用地の面積の記載があるもの

二　被災農用地に代わるものとして取得した農用地（法第四十条の二第一項に規定する農用地をいう。以下この号及び次項第四号において同じ。）の所在地の農業委員会の証明書で、当該農用地が当該被災農用地に代わるものとして取得した農用地であること、当該農用地の面積及びその取得の日の記載があるもの

第十六条の二第二項第四号中「又は市町村長」を削る。

第十六条の三を削る。

第十六条の二の二中「第四十条の二の二第一項」を「第四十条の三第一項」に改め、同条を第十六条の三とする。

第十七条の二を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定及び第十六条第一号の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項の規定は、令和九年四月一日から施行する。

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下「改正法」という。）附則第七十二条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第一項に規定する公共工事をいう。次条並びに附則第四条第一項及び第五条において同じ。）の工期の延長その他やむを得ない事情により令和八年三月三十一日までに改正法附則第七十二条第一項に規定する事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣が確認をした書類を確定申告書（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第二項第二号に規定する確定申告書をいう。次条において同じ。）に添付することにより証明がされた改正法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧法」という。）第十条第一項に規定する特定機械装置等とする。

２　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第百二号。以下「改正令」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号。以下「旧令」という。）第十二条の二の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第三条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「東日本大震災復興特別区域法施行規則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令（令和八年復興庁令第三号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法施行規則」とする。

（個人の被災代替船舶の特別償却に関する経過措置）

第三条　改正法附則第七十七条に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により令和八年三月三十一日までに事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣が確認をした書類を確定申告書に添付することにより証明がされた旧法第十一条の二第一項に規定する被災代替船舶とする。